

奈良県保育士キャリア認定制度 認定保育士認定要領

1 趣旨・目的

奈良県（以下、「県」という。）では、保育士が自らキャリアパスの構築に取り組むことを通じて、自らの目標・理想像を明確にし、仕事に対するモチベーションを向上させることで、保育士の定着促進を図るため、保育士キャリア認定制度を創設し、その認定については本要領により定める。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設・事業所

保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、又は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を提供する施設をいう。

(2) 常勤

1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務することをいう。

(3) 認定基本研修

県が認定基本研修として別に指定する研修をいう。

(4) 認定選択研修

県が認定選択研修として別に指定する研修をいう。

(5) 保育教諭

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 14 条に規定する主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）をいう。

3 認定要件

次の表の左欄に掲げる Grade の区分に応じ、右欄に掲げる要件をすべて満たす者を、認定保育士として認定する。

- (1) 県内の対象施設・事業所以外の施設・事業所に勤務する地方公務員法の適用を受ける保育士又は保育教諭に該当する者

Grade 区分	要件
Grade1	①保育士登録を受けていること ②認定申請時点において、常勤の保育士又は保育教諭としての実務経験が通算 5 年以上であること ③平成 29 年 4 月 1 日雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」3（1）に定める専門分野別研修

	(①乳児保育、②幼児保育、③障害児保育、④食育・アレルギー反応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)、マネジメント研修のうち1分野を修了したことまたは認定基本研修Grade1の各分野ごとに1科目ずつ、計10科目及び認定選択研修 Grade1のうち、任意の5科目を修了したこと																						
Grade2	①保育士登録を受けていること ②認定申請時点において、常勤の保育士又は保育教諭としての実務経験が通算10年以上であること ③平成29年4月1日雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」3(1)に定める専門分野別研修(①乳児保育、②幼児保育、③障害児保育、④食育・アレルギー反応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)のうち、3分野及びマネジメント研修を修了したことまたは認定基本研修 Grade2の各分野ごとに1科目ずつ、計10科目及び認定選択研修 Grade2のうち、任意の5科目を修了したこと																						
Grade3	①保育士登録を受けていること ②認定申請時点において、常勤の保育士又は保育教諭としての実務経験が通算15年以上であること ③認定保育士 Grade3 研修(10科目)を修了したこと <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>科 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>保育所保育指針(総論)</td></tr> <tr> <td>2</td><td>保育所保育指針(各論)</td></tr> <tr> <td>3</td><td>指導計画</td></tr> <tr> <td>4</td><td>障害児保育</td></tr> <tr> <td>5</td><td>児童虐待防止・対応</td></tr> <tr> <td>6</td><td>保護者支援と保護者対応</td></tr> <tr> <td>7</td><td>演習2(保護者対応)</td></tr> <tr> <td>8</td><td>演習1(業務改善)</td></tr> <tr> <td>9</td><td>チームマネジメント力強化</td></tr> <tr> <td>10</td><td>コーチング</td></tr> </tbody> </table> ただし、次の科目については平成29年4月1日雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」で示されている「保育士等キャリアアップ研修」の該当科目の修了をもって読み替えることができる。		科 目	1	保育所保育指針(総論)	2	保育所保育指針(各論)	3	指導計画	4	障害児保育	5	児童虐待防止・対応	6	保護者支援と保護者対応	7	演習2(保護者対応)	8	演習1(業務改善)	9	チームマネジメント力強化	10	コーチング
	科 目																						
1	保育所保育指針(総論)																						
2	保育所保育指針(各論)																						
3	指導計画																						
4	障害児保育																						
5	児童虐待防止・対応																						
6	保護者支援と保護者対応																						
7	演習2(保護者対応)																						
8	演習1(業務改善)																						
9	チームマネジメント力強化																						
10	コーチング																						

Grade3	Grade3 研修	保育士等キャリアアップ研修
	4 障害児保育	③ 障害児保育
	5 児童虐待防止・対応 6 保護者支援と保護者対応 7 演習 2（保護者対応）	⑥ 保護者支援・子育て支援
	8 演習 1（業務改善） 9 チームマネジメント力強化 10 コーチング	⑦ マネジメント

(2) (1) 以外の者

Grade 区分	要件
Grade1	①保育士登録を受けていること ②認定申請時点において、県内の対象施設・事業所に勤務し、常勤の保育士又は保育教諭としての実務経験が通算 5 年以上であること ③平成 29 年 4 月 1 日雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」3（1）に定める専門分野別研修（①乳児保育、②幼児保育、③障害児保育、④食育・アレルギー反応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援）、マネジメント研修のうち 1 分野を修了したことまたは認定基本研修 Grade1 の各分野ごとに 1 科目ずつ、計 10 科目及び認定選択研修 Grade1 のうち、任意の 5 科目を修了したこと
Grade2	①保育士登録を受けていること ②認定申請時点において、県内の対象施設・事業所に勤務し、常勤の保育士又は保育教諭としての実務経験が通算 10 年以上であること ③平成 29 年 4 月 1 日雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」3（1）に定める専門分野別研修（①乳児保育、②幼児保育、③障害児保育、④食育・アレルギー反応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援）のうち、3 分野及びマネジメント研修を修了したことまたは認定基本研修 Grade2 の各分野ごとに 1 科目ずつ、計 10 科目及び認定選択研修 Grade2 のうち、任意の 5 科目を修了したこと

Grade3

①保育士登録を受けていること

②認定申請時点において、県内の対象施設・事業所に正規職員として勤務し、
常勤の保育士又は保育教諭としての実務経験が通算 15 年以上であること

③認定保育士 Grade3 研修（10 科目）を修了したこと

	科 目
1	保育所保育指針（総論）
2	保育所保育指針（各論）
3	指導計画
4	障害児保育
5	児童虐待防止・対応
6	保護者支援と保護者対応
7	演習 2（保護者対応）
8	演習 1（業務改善）
9	チームマネジメント力強化
10	コーチング

ただし、次の科目については平成 29 年 4 月 1 日雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」で示されている「保育士等キャリアアップ研修」の該当科目の修了をもって読み替えることができる。

Grade3 研修	保育士等キャリアアップ研修
4 障害児保育	③ 障害児保育
5 児童虐待防止・対応 6 保護者支援と保護者対応 7 演習 2（保護者対応）	⑥ 保護者支援・子育て支援
8 演習 1（業務改善） 9 チームマネジメント力強化 10 コーチング	⑦ マネジメント